

第8期介護保険事業計画の「取組と目標」にかかる評価（初期評価・最終報告）

【隠岐の島町】

(1)取組と目標					(2)自己評価			運営協議会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
1.自立支援、介護予防・重度化防止の推進	筋骨格系疾患が介護認定申請理由の上位を占めることから、フレイル予防について啓発を行ってきた。これまで行ってきた介護予防の内容を検討し、高齢期をどう過ごすか「高齢期の備え」について考えてもらうような取り組みが必要。若い世代からの継続した健康づくりは今後も継続して担当部署と連携を図る。	①実践的な運動の実施 ②保健事業と介護予防の一体的実施 ③高齢者の通いの場の確保	①これまでとりこんできた、運動の機運を高める取り組みだけでなく、実践的な運動に取り組むため百歳体操を実施。 ②健康づくりと介護予防を一体的に取り組むため関係部門と連携して事業を開催。 ③既存の地域サロンが継続できるような側面的な支援を行う。	第7章 隠岐の島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 1.自立支援、介護予防・重度化防止の推進 69・70ページ	①高齢期の過ごし方講座の開催、サロン交流会等の集いの場で百歳体操の実技、啓発を行った。 ②保健事業と介護予防の一体的実施にむけて担当課と検討する。 ③地域サロンへ保健師等専門職の派遣。新規立ち上げのサロンは軌道にのるまで1年間支援する。	【A】 ①関係機関と連携し、町の医療介護の現状を伝え、介護予防の必要性を啓発することができた。 ②保健事業担当者との一体的実施に向けて協議。 ③コロナ禍で集まる回数は減っているが、支援は継続。新規立ち上げのサロンはなかった。	①②③コロナ禍で開催方法は工夫が必要だが、多くの住民に隠岐の島町の現状を知ってもらうため、各圏域で講座を開催する。百歳体操はニーズ調査の結果を踏まえ、リスクの高い地域へ向けて取り組みを働きかける。 保健事業担当者や集う場の支援方法や内容について再度協議し、必要な地域へ働きかける。	A
2.生活支援サービスの充実	生活支援コーディネーターと共に高齢者との対話を通して困りごとや不安を把握し、「隠岐の島町生活支援体制整備連絡会」で解決方法について意見交換を行ってきた。社会資源の把握と有効活用のための「暮らしの便利帳」や「タクシー利用助成事業」等、対策を講じることができつつある。 今後も継続して地域の自助力、互助力を高める活動を生活支援コーディネーターを中心に行っていく必要がある。	①生活支援コーディネーターとの連携 ②見守り支援体制の構築	①「暮らしの便利帳」を適宜更新し、地域で利用していただけるよう働きかけを継続していく。また、地域でのつながりや支え合いが強化されるよう、生活支援コーディネーターを中心に地域に向いて、地域にあった方法で取り組んでいく。 ②独居・認知症高齢者が安全・安心して生活できるよう、地域全体で見守る仕組みを構築していく。有事の際スムーズに対応できるよう、地域住民、関係機関とのネットワーク構築を目指す。	第7章 隠岐の島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 2.生活支援サービスの充実 71・72ページ	①生活支援コーディネーターとの連携 ・生活支援コーディネーター連絡会の定期的な開催 ・「暮らしの便利帳」の更新 ②見守り支援体制の構築 ・関係機関の抽出 ・枠組みの作成	【A】 ①新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見送る月もあり、開催数は減少したが、開催した月には各圏域の状況等の情報共有を行うことができた。コロナ禍により、地域の集まりの機会が激減したため、地域に向いて活動することができなかった。 ②各関係機関・地域住民に対しての協力を願うことができなかった。	①コロナ禍により、地域の集まりが減少している中でも、感染状況、基本的な感染対策を踏まえた活動方法を検討する必要がある。 ②見守り支援体制の構築については地域住民・関係機関とのネットワーク構築に向けて引き続き取り組んでいく。	A
3.高齢者の生活環境(住まい)整備の推進	住み慣れた地域で安心して暮らすことができる住宅環境整備の推進が必要となっている。	①住宅改修支援事業支援 ②高齢住宅整備の検討 ③集合住宅整備事業の活用	高齢者が安心して生活できる住宅環境の整備	第7章 隠岐の島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 3.高齢者の生活環境(住まい)整備の推進 73ページ	①適宜相談支援の実施 ②未実施 ③集合住宅整備の活用に向けた住宅改修の実施	【A】 ③高齢者住宅の整備については、令和4年供用開始に向けた準備を実施した。	②高齢者向け住宅の整備等のあり方についての検討	A
4.地域ケア会議の推進	隠岐の島町内での地域包括ケア体制構築の為に会議体制として、個別ケア会議、7圏域の地域連絡会等で地域課題の把握を行い、隠岐の島町地域包括ケア推進協議会で課題整理する中で、町として取り組むべき方向性について確認を行ってきた。今後も引き続き行っていくとともに、課題の整理から具体的な政策提言に繋げていく事と、関係者間だけで考えていくのではなく、町民の意見も取り入れていく必要がある。	①7圏域での地域連絡会の開催 ②個別ケア会議の開催 ③介護支援専門員連絡会の開催 ④課題把握から政策提言を行うまでの会議体制の基盤強化	①定期的に開催し、年度毎に問題課題について整理する。 ②支援が必要な高齢者について、関係者も含めた個別ケア会議を実施し、その中で出た課題については整理し、協議会での政策提言に繋げる。 ③介護支援専門員が支援を行う上での困りごとの共有と課題の把握をする連絡会を開催する。 ④地域連絡会や個別ケア会議等で出された課題について、推進協議会で確認し、課題解決の方向性等について、各部会におろしていく。(地域包括ケア推進協議会の開催年1回)	第7章 隠岐の島町生活圏域地域包括ケアシステムの推進 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 4.地域ケア会議の推進 74・75ページ	①7圏域での地域連絡会の開催 ②個別ケア会議の開催 ③介護支援専門員連絡会の開催 ④課題把握から政策提言を行うまでの会議体制の基盤強化	【A】 ①新型コロナウイルス感染の島内発生をうけて、開催を中止する月もあったが、それ以外は定期的に開催し、圏域毎の高齢者支援の状況や抱える課題について確認する事が出来たが、圏域ごとの温度差があり、課題抽出については工夫していく必要がある。 ②高齢者の総合相談や地域連絡会での情報提供から3件個別のケア会議を実施。 ③定期的に開催し、介護支援専門員が支援を行ううえで感じる課題について共有することができた。 ④課題を整理し、協議会で図ることができた。	①圏域によって、支援が必要な高齢者の情報提供や地域課題が挙がりづらい事がある。地域連絡会自体高齢者の個人の支援と併せて地域課題についても情報を吸い上げるための格好の場であるため、抽出方法について工夫していく必要がある。 ④それぞれの会議で挙げた課題については、整理したものを協議会で確認しているが、具体的な政策協議には至っていない。	A

(1) 取組と目標					(2) 自己評価			運営協議 会 評価
テーマ	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	
5.在宅医療・介護連携の推進	住民自身に、自分の生き方・逝き方を考えてもらう機会として講演会の開催、リビングウィルカード、エンディングノートの普及啓発を図ってきた。在宅医療の強化に向け、病院からの訪問診療体制が整備されるといった新たな取組もみられた。引き続き、住民への啓発、在宅医療提供体制性並びに医療介護連携の強化が必要。	①地域住民への啓発 ②医療介護連携の強化 ③医療介護サービス提供体制の検討	①本人の意に沿う医療介護サービスを提供するため、自身が自分の生き方について主体的に考えることができるよう、講演会の開催、リビングウィルカードの配布。 ②スタッフ間の連携強化を図るため、研修会や意見交換会を開催し、顔の見える関係づくりを図る。 ③慢性的な人材不足をふまえての公平性、効率性を考慮した医療介護サービス提供体制を検討する場の設定。	第7章 隠岐の島町生活圏地域包括ケアシステムの推進 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 5.在宅医療・介護連携の推進 76ページ	①地域住民への啓発 ・後期高齢者医療保険証の送付に併せて「リビングウィルカード」を送付 ・「広報隠岐の島」でACPについて啓発 ・「高齢期の過ごし方講座」で医療介護の現状について伝えた ②医療介護連携の強化 ・保健所等と共催で多職種研修会を開催 ・医療介護連携ワーキングに参加 ③医療介護サービス体制の検討 ・在宅医療介護連携部会を開催検討した	【A】 ①コロナ禍にあり、感染予防を考慮した啓発を行った。 ②関係機関と協議し、課題を共有、優先順位を考慮し、取り組みを開始している。 ③依然として人材不足は続いているが、課題共有し、効率的なサービス提供のための連携のあり方について検討している。	①コロナ禍にあり、地域向けの啓発については感染状況をふまえた方法を検討する必要がある。 ②③関係機関との連携については、優先順位高位として「入退院連携」について引き続き協議し、多職種連携研修会の継続、入退院連携ツールの検討等に取り組む。	A
6.認知症施策の推進	認知症の基本的理解の促進について、認知症に関する映画の上映や、認知症ケアバスの配布、アルツハイマー月間に併せて図書館や役場、病院での認知症啓発コーナーを設置し普及啓発を行った。早期の相談支援体制については初期集中支援チームで対応し、受診勧奨等に繋げている。併せて、隠岐病院が認知症疾患医療センターを立ち上げて専門相談等を行い、保健所も隠岐圏域の認知症対策について協議する場を設置している。継続しての認知症についての普及啓発等について取り組んでいく必要がある。	①認知症を理解する機会の確保 ②認知症高齢者の地域での見守り役の養成 ③認知症ケアバスの普及 ④認知症に係る相談支援体制の整備 ⑤認知症施策の充実	①町民の方や関係者にむけての講演会や映画上映による普及・啓発の実施 ②地域住民だけでなく、認知症高齢者に関わる関係機関にむけての認知症サポーター養成講座の開催。 ③各種関係機関での窓口設置やHP掲載にてケアバスの普及を行う。 ④認知症初期集中支援チームによる早期発見・早期対応の実施。 ⑤認知症に関わる関係者で組織する部会の開催	第7章 隠岐の島町生活圏地域包括ケアシステムの推進 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 6.認知症施策の推進 77・78ページ	①9月のアルツハイマー月間にあわせて図書館、隠岐病院、隠岐の島町役場で認知症啓発コーナーを設置し普及啓発の機会とした。 ②郵便局での認知症サポーターや10月には図書館にて地域住民を対象としたサポーター養成講座実施。 ③①の啓発コーナーや地区の介護予防教室にてケアバスを配布。 ④毎月チーム会議の開催。 ⑤認知症に関する課題について協議する部会の開催。併せて各種関係機関が行う認知症についての会議に参加。認知症カフェは毎月開催。	【A】 ①認知症の無料映画上映はコロナ禍の状況から開催を中止。9月のアルツハイマー月間に認知症啓発コーナーを各所に設置し、啓発の機会とした。 ②認知症サポーターの養成については町民向けと関係者にむけて開催し、サポーターの増加に繋がった。 ③アルツハイマー月間の認知症啓発コーナーや地区の介護予防教室にて配布。 ④定期的にチーム内で会議を行い、早期受診や支援導入に繋げる事ができた。 ⑤部会を開催し、部会員それぞれが現場で感じる認知症課題について整理することができた。	①啓発の機会については、感染予防について配慮した開催方法も検討していく必要がある。 ②サポーターの養成については、定期的に行っているが、第2次隠岐の島町総合振興計画のKPI指標では1000名を目標(現在620名)としており、さらに養成者を増やしていく必要がある。 ③ケアバスを作成はしたが、定期的な内容の確認等出来ていないので部会等を活用して検討していく。 ⑤今年度の部会で部会員それぞれが抱える課題について整理する中で、発症予防、進行予防など「予防」の取組の強化を進めていく必要がある。	A
7.高齢者の権利擁護体制の強化	高齢者の権利擁護の推進について、高齢者虐待、成年後見制度についての普及啓発と併せて、町民の方々が老いについて考えていく機会として老い支度講座と称した講演会やエンディングノートの活用を為の講座を開催している。高齢者虐待の対応については、経済的虐待等、虐待の種類によって事実確認の判断が難しく、より専門的な視点が必要。成年後見制度の利用促進についても、町としての方向性を示すものとして利用促進に関する計画を策定する。	①高齢者の権利擁護に関する普及・啓発 ②高齢者虐待への対応 ③成年後見制度の利用促進	①高齢者の権利擁護について普及・啓発を行う。 (講演会の開催 年1回) ②高齢者虐待に早期に対応し、虐待の防止に繋げる。 ③成年後見制度の利用促進の為に、町の方向性を示した計画を策定する。 (普及啓発に係る講演会 年1回)	第7章 隠岐の島町生活圏地域包括ケアシステムの推進 第1節 生活圏域としての課題と重点施策 7.高齢者の権利擁護体制の強化 79・80ページ	①権利擁護の普及・啓発について講師を招いての講座はコロナ禍の状況もあり中止。エンディングノートの講座を各地区で開催。 ②虐待事例への対応:3件 ③成年後見制度利用促進計画の策定	【A】 ①地域住民対象の講演会については中止、エンディングノートの書き方講座については、地区サロン2か所で開催した。 ②高齢者虐待は3件。通報を受けて早期に対応した。 ③成年後見制度の利用促進に関する計画策定のため、策定委員会を立ち上げ計画を策定した。	①コロナの感染対策もしながら普及啓発に取り組んでいく必要がある。 ③計画策定後は、計画の進捗状況について評価・管理する。また中核機関の立ち上げについてとりくみを進めていくことが必要。	A
8.地域包括ケアシステムを支える人材の確保 (町村による独自施策の推進)	人材の確保と離職防止を図ると共に、安定的なサービスの提供基盤の整備が必要である。	①労働環境整備の推進 ②人材確保に向けた支援事業の継続実施	①②多様化する福祉・介護ニーズに的確に対応できるよう、新たな人材の参入促進や離職防止等、人材の確保への取組を図る。	第8章 介護人材の確保及び介護給付の適正化 第1節 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 5.隠岐4町村による独自施策の推進 100ページ	①②人材確保に向けた支援事業の検討及び継続実施 新規就労者1名、処遇改善実施11事業所	【A】 人材不足解消に向けた支援事業を新規就労者1名、処遇改善実施11事業所	②隠岐の島町事業の処遇改善補助金事業については、国が実施する処遇改善事業未実施である事業所への取組の推進が行えるよう事業内容の整備が必要となっている。	A

【評価の基準】

- A・・・事業計画通りの事業に取り組みを始めている。
- B・・・事業計画通りの事業に取り組もうと準備している。
- C・・・事業計画通りの事業に全く取り組んでいない。準備もしていない。